

第2回埼玉県食の安全推進委員会 議事録

日 時：令和2年2月14日（金）10時～11時30分

場 所：埼玉会館 5B会議室

出席者：委員長 根岸 章王 食品安全局長
副委員長 吉永 光宏 保健医療部食品安全課長
委 員 森田 満樹 (一社)FOOD COMMUNICATION COMPASS 事務局長
委 員 西田 秀生 J A埼玉県中央会 農政対策部長
委 員 新 武司 (株)ヤオコー 食品安全担当マネージャー
委 員 橋本 勝弘 (一社)埼玉県食品衛生協会
食品衛生アドバイザー
委 員 吉野 賢一 (一社)埼玉県乳業協会 事務局長
委 員 大坪 晏子 合同会社フードプラス 代表
委 員 川上 豊子 埼玉県母親大会連絡会 代表委員
委 員 菅 いづみ 生活協同組合コープみらい埼玉県本部
HACCP 推進チームリーダー
横張 康夫 (一社)埼玉県食品衛生協会 講師
(敬称略、順不同)

概 要：

1 開会

2 委員長挨拶

3 議事

(1) HACCP 推進チームについて

○HACCP 導入に向けた県の取組みについて（資料1）

- ・令和2年6月1日に改正食品衛生法が施行されるが、令和3年5月31日までは1年間の経過措置期間が設けられている。県ではこの期間を特にB基準対象施設の HACCP 計画の作成指導を中心とした導入指導期間として位置づけ、全食品営業許可施設で導入準備万端となるよう指導していく。
- ・令和3年6月以降は法が本施行となるため、保健所等による監視が実施されることになる。HACCP に基づく計画を作成していない、あるいは日々の記録を取っていない事業者に対しては厳しい行政指導が行われることになる。
- ・A基準、B基準合わせて約5万施設の食品営業許可施設が対象。うち小規模の飲食店営業35,000施設と、小規模製造・販売業施設9,400施設（いずれもB基準）は支援が必要。

- ・現在、県主催の講習会では講師による講義の後、参加者が保健所職員と一緒にその場で計画を作成する時間を設けており、名称を「講習会」から「作成会」に変更しようという案も出ている。

○HACCP 推進チームの設置について（資料 2-1、2-2）

- ・前回の推進委員会で HACCP 推進チームの設置について承認されたことを受け、令和 2 年 2 月 6 日に第 1 回会議を開催した。
- ・チームのメンバーは資料 2-1 のとおり。
- ・推進チーム設置要領第 3 条に基づき、食品衛生協会の横張氏をリーダーに選出した。
- ・第 1 回会議では、小規模事業者への効果的・効率的な推進について協議した。

○HACCP 推進チーム会議の経過報告（資料 3）

推進チーム設置要領第 5 条に基づき、検討事項をチームリーダーから報告。

①検討事項 1 消費者への HACCP 制度の周知

- ・HACCP は、消費者にはほとんど認識されていないのが現状。
- ・消費者が HACCP の必要性を認識すれば、事業者の意識も変わっていくのではないかという視点から、消費者への周知について検討した。
- ・例えば、店頭掲示ポスターや新聞折り込みチラシを活用して、食の安全安心のために HACCP に取り組んでいることをアピールする、QR コードをつけて県ホームページに誘導する、等。今後、方法や内容について検討することになった。

②検討事項 2 HACCP 推進チーム構成団体の連携による講習会の開催

- ・例えば、JA が主催する講習会に県や市から講師を派遣する、組合員以外の事業者でも参加できるようにする、NTT 東日本等が告知をする、等の連携をしていく。連携の方法を調整しながら、4 月以降開催できるようにする。

【意見交換】

- ・食品衛生協会や組合にも加入していない事業者に対してはどうか。あるいは高齢の事業者への対応が、今後課題になってくるのでは。
(事務局) 高齢者等で講習会に来られない人には、許可更新等で保健所に来所した機会に保健所職員が対応している。また、高齢者の多い地域や交通の便がよくない地域には、近くの公民館へ保健所職員が出向いて行って講習会を開催する等、地域の特色にあった対応をしている。
県としては、まずは大多数に対して指導し、どこにも属していないため最後まで残ってしまう事業者に対しては個別対応していく。

- ・消費者への周知として小売店へのポスター掲示はよいと思う。例えばレジ横等

が目につきやすく効果的では。

- HACCP を一言で表すのは難しい。なので、消費者自身も HACCP に取り組むイメージがわくような内容がよいのでは。例えば冷蔵庫内の食材の購入記録をつける、揚げ物を作るときの油の量や時間を意識するなど。(いわゆる「家庭内 HACCP」)
- HACCP 導入している事業者の工場見学をしてもらうのも効果的ではないか。
- 事業者には指導するだけでなく、消費者の理解も必要。消費者は HACCP が自分の生活に生かされているという実感がない。導入することによってどんなメリットがあるかを伝えていくのが必要。工場見学で安全な食品が作られる過程を消費者に体験してもらうことも重要では。

- 学校の子供たちに広めれば、子供から親に広がる。HACCP は自分たちの身を守るものだという教育も大切では。
- 子供たちは興味を持ってくれるので、小学生を対象とするのがよい。
- 食べる前、作る前に手を洗いましょうから始めればよいのでは。手洗いは HACCP の基本中の基本である。
- HACCP は米国 NASA の宇宙食の管理が始まり。子供たちに教える際にはそのあたりから教えるのも手か。

- 子ども食堂への指導はどうなっているのか。
- 子ども応援ネットワークのアドバイザーとして、2/18 に開催される子ども食堂フォーラムの衛生講習会で講義をする予定。

(事務局) 子ども食堂で働いている家庭の主婦や学生ボランティアが、自分のやり方で大丈夫か不安という声を受けて、食品安全課では食の安全基礎講習会を県内各地で開催している。内容は手洗い、まな板による交差汚染等の基本的な内容で、好評をいただいている。

- 保健所が現場に立入る際には営業許可だけでなく、HACCP についても説明してほしい。きちんとやらないと許可を取り消されるとか、どこまでやれば叱られないのかとか、事業者にはわかりやすく伝えてほしい。

(事務局) 保健所が立ち入った際にはきちんと説明するように、また県内一律の指導となるように伝えている。

- スーパー等の店頭で HACCP 取組のポスターやシールがあると差別化になり、事業者にとって励みになる。
- 取り組んだことに対する差別化は、事業者の励みになるし、ほかの事業者への波及効果もある。事業者を動かすには有効では。
- 一方で、義務化されていることを差別化するのはどうか、という意見もある。

- ・ HACCP は一般の消費者には難しいが、正しく伝えてほしい。一部を切り取って伝えるだけではなく、学びたい人が HACCP 全体を学べるオーソドックスなものが必要では。対象によって P R 方法を変える必要があるのでは。

- ・ 今後、営業の許可制度が大きく変わる。保健所が HACCP の導入状況や許可や届出制度等で立入指導をする際には「HACCP だけ」「許可届出だけ」ではなく、先を見据えて一連の考えを持ち、説明ができるようにしてほしい。

(事務局) 現在は当面 HACCP の対応をしているが、今後許可業種や施設基準も変わるので、県内保健所で漏れがないように指導していく。

(2) 今後の HACCP の推進について

- ・ 令和 2 年度は小規模事業者を中心に HACCP 計画の作成を指導する。令和 3 年 6 月 1 日以降は監視期間に入るので、計画の内容や日々の記録に対する助言指導をしていく。

- ・ 特に小規模飲食店 35,000 施設、小規模製造業 9,400 施設に対しては重点的に、県と推進チームで連携して支援していく予定。

【意見交換】

- ・ 計画を作成した後はどのように指導していくのか。

- ・ 50,000 施設への導入支援で終わりではなく、講習会等、きちんと振り返りの場を作してほしい。

(事務局) 令和 3 年 6 月 1 日以降は、保健所や食品衛生協会の協力を得ながら対応していく。ただし、マンパワーにも限度があるので、取扱う食材の危険度等に合わせてバランスを取りながら重点指導を行っていく。

- ・ 指導時には、HACCP を導入することは、もし何かあった時には自身の身を守ることにつながることを強く伝えてほしい。

(3) その他

- ・ 食品衛生法改正に伴う県条例改正の進捗状況はどのようになっているか。

(事務局) 本年 2 月の県議会に上程し、6 月 1 日付で改正予定。

4 閉会